

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第 4 5 号内容

- 1 平成 30 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員ブロック別研修会について
- 2 農地中間管理事業 県域及び地域担当者会議について
- 3 農地中間管理事業審査会（8 月・9 月）について
- 4 県内での取組事例紹介（No. 2 5）

あなたの『農地』

明日につなげます。



1 平成 30 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員ブロック別研修会について

平成 2 8 年 4 月に施行された改正農業委員会法に基づき、昨年度までに新体制に移行した農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象に、宮崎県農業会議主催により、8 月 1 7 日、8 月 3 1 日、9 月 2 5 日に県内 3 ブロックで、農地利用の最適化に関する研修会が開催されました。

この研修会では、先ず宮崎県農業会議より、農業委員会が重点的に取り組む意向調査や地域での話し合い活動による農地利用最適化の推進について説明が行われ、次に機構より、農地中間管理事業の活用について、県内外の優良事例を紹介し、地域における事業推進の方法等について説明を行いました。

続いて、意見交換が行われ、受け手が見つからない農地の中間保有や遊休農地の貸借等のあり方等について意見が出されました。機構としましても、これらの意見を今後の事業推進に反映させていきたいと考えております。

農業経営の安定や将来の地域農業、産地の維持・発展を考える時に、農地対策だけではなく、担い手対策、品目対策も含め、人・農地・品目をどうするか（誰が、どこで、何をやるか）、そのために何をやるかを地域も含めて考えることが重要であり、その中で農地中間管理事業を活用して頂きますようお願いいたします。



2 農地中間管理事業 県域及び地域担当者会議について

1 0 月 5 日に農地中間管理事業の推進に携わる県域の推進チーム（県本庁関係課、宮崎県農業会議、宮崎県農業再生協議会、農地中間管理機構等）及び地域担当者（西臼杵支庁及び各農林振興局）を対象とした担当者会議を開催しました。

会議では、各地域における今年度の取組について、各管内毎に説明し、その後意見交換を行いました。

主な取組内容については、地元主導による説明会の開催、農業委員・農地利用最適化推進委員による地域での話し合い活動の実施、品目や担い手対策と連携した取組、シャッフル取組の拡大、機構関連農地整備事業の取組、畑かん等営農ビジョンと連携した取組、担い手対策や産地パワーアップ事業等と連携した事業推進、愛知県で行われている「地域まるっと中間管理方式」を参考にした取組を検討しているなど、地域の実情に合わせた様々な取組の報告がありました。

今後、これらの取組事例を参考に各地域に合わせた事業推進を検討していきたいと思っております。



3 農地中間管理事業審査会（8月・9月）について

8月21日と9月21日、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、重点実施地区34地区での権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。

（8月審査）【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区16地区（うち新規地区5地区）・機構活用農地面積 45.3ha
（日南市、都城市、三股町、小林市、高原町、西都市、新富町、木城町、延岡市、日向市）
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者55名）・機構活用農地面積 63.6ha
（串間市、都城市、三股町、小林市、高原町、西都市、新富町、川南町、都農町）

（9月審査）【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区18地区（うち新規地区4地区）・機構活用農地面積 40.2ha
（宮崎市、日南市、都城市、三股町、小林市、高原町、西都市、新富町、木城町、延岡市、門川町）
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者35名）・機構活用農地面積 42.7ha
（串間市、都城市、三股町、小林市、高原町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、延岡市）

8月審査面積 108.9ha

9月審査面積 82.9ha

平成30年度累計審査面積（審査会ベース） 635.4ha

4 県内での取組事例紹介（No. 25）

第25回目の取組事例紹介は、高原町の「祓川第1地区」です。

祓川第1地区は、高原町の南西部に位置する畑地帯で、飼料作物や畜産などを中心に農業経営が行われております。

当地区の農地は、周辺地域の中で唯一区画整理が未着手となっており、農地区画が小さく不整形なうえ耕作道路も狭小であるため、大型機械の搬入が困難で農作業の効率も低い状況にあり、更に、近年、シカやイノシシ等による鳥獣被害も増大しております。

このため、当地区の担い手農家を中心となり、基盤整備と農地中間管理事業による農地の集積・集約化を一体的に推進するため、機構関連農地整備事業（農業者からの申請によらず、農業者の費用負担を求めずに基盤整備を実施できる新しい制度）の実施を計画しております。

また、これに合わせて、7月には農事組合法人「はらいがわ」が設立され、農地を集積し野菜等（主にショウガ、ネギ、ほうれん草を新品目として導入）の農業経営を行っていくこととしており、事業採択要件の1つである収益性の向上についても、20%以上の向上が見込まれております。

機構関連農地整備事業は、基盤整備を行う全ての農地において、農地中間管理権を設定する必要がありますため、高原町、農業委員会、JA、県、機構等で構成する高原町農地中間管理事業推進チームにより、相続未登記農地や県外在住の所有者への対応についても検討を重ね、これまでに農地中間管理権の設定を完了しました。また、基盤整備後の営農計画や集積・集約化の取組方針についても推進チームにおいて検討を行っており、目標達成に向けた取組を推進チームが一体となって行うこととしております。

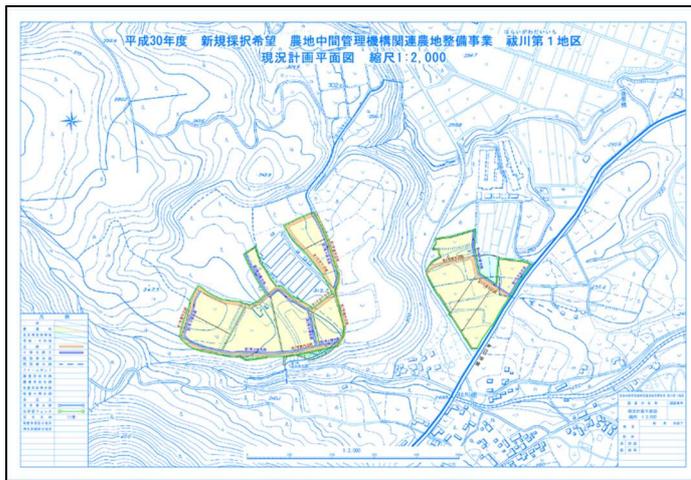
今後、農事組合法人を中心に地域の資源である農地を有効活用し、地域農業の振興に繋がって行くことを期待しております。

【機構関連農地整備事業の概要】

総事業費： 322百万円
 工期： H30～H35
 整地工： 7.60ha
 排水路工： 2.00km
 道路工： 1.75km
 鳥獣害侵入防止柵： 2.90km

【農地中間管理事業の概要】

機構活用面積： 7.9ha
 所有者数： 15名
 耕作者数： 1名（法人）
 貸借期間： 借受16年、貸付5年
 集団化率： 現況47.9%→目標100%



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp